

令和5年度

第392回 沖縄市農業委員会総会議事録

沖縄市農業委員会事務局

議長	<p>沖縄市農業委員の皆さん、そして推進委員の皆さん、こんにちは。 ただいまから令和5年度第392回総会を開催いたします。 議案審議の前に、事務局より報告がございます。報告をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の7ページ、第3号受付番号22番、見取図11ページにつきまして、6月22日付けで申請が取り下げられましたので、その旨報告いたします。以上です。</p>
議長	<p>沖縄市農業委員会総会規則第8条、総会は過半数の出席で成立します。本日の出席委員は14名中8名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>本総会に欠席の連絡がありますので報告します。3番仲宗根哲也委員、5番高宮城実一郎委員、6番仲宗根光夫委員、7番新垣実委員、9番屋宜文委員、の5名が欠席でございます。4番岸部忍委員は遅れての出席となる予定です。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第15条第2項に規定する議事録署名人ですが、8番の松堂直子委員、12番の長谷川亜紀委員、よろしくをお願いします。</p> <p>事前現地調査委員は、1番島袋孝栄委員、2番仲村学委員、11番島袋貴委員、報告者は1番島袋孝栄委員をお願いします。</p> <p>それでは、議案第1号、受付番号2番から3番、農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号 受付番号2番から3番を読み上げて説明。 以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。</p>
議長	<p>現地調査を1番島袋孝栄委員、2番仲村学委員、11番島袋貴委員の3人で行っておりますので、調査報告を1番島袋孝栄委員にお願いいいたします。</p>
1番	<p>6月22日木曜日、午後1時から午後3時半まで2番仲村学委員、11番島袋貴委員、私、1番島袋孝栄、また事務局からは中村主幹と仲村農地係長の5名で現地調査を行ってまいりました。補足につきましては、仲村学委員、島袋貴委員、よろしくお願いいいたします。それでは、ご報告いたします。</p> <p>議案第1号、受付番号2番、見取図の1ページになります。申請地は、美東中学校の南西に位置し、現況は宅地でした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号3番、見取図の2ページになります。申請地は、美東小学校の北に位置し、現況は、コンクリートが打たれた土間でした。農地区分は宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であり、第2種農地としました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。 それでは議案第1号 受付番号2番から3番について、委員の意見を求めます。4番岸部忍委員。</p>

4 番	農地にコンクリートの土間が打たれているとのことですが、前回総会で、農地をコンクリートの土間にしたものは不許可だったと思いますが、今回は問題が無いのでしょうか。
議長	受付番号何番についての意見でしょうか。
4 番	2 番です。
議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	ご説明いたします。受付番号 2 番につきましては、住宅建築の許可を一度受けていますので、土間が打たれていても問題はありません。今回の変更内容につきましては、当初 2 棟の住宅を建てるという計画から 1 棟に減るという変更になります。変更となった理由については、その建てるはずであった土地に排水路が通っていたので、建てられなくなったためです。
議長	3 番についても説明をお願いします。
事務局	ご説明いたします。3 番は通路の位置の変更になります。もともと許可を受けて通路をつくったのですが、後で不要と判ったので今回、変更申請が出ております。
議長	3 番も一度許可済みなので、コンクリートが打たれていても問題ないということでしょうか。
事務局	問題ありませんが、補足いたします。事業計画変更により使用しない土地が出てきた場合、その土地は農地になります。ですので、今回の変更で使用しない土地を転用する場合は、改めて転用許可申請が必要になります。
議長	他に意見はございますか。 (進行の声)
議長	進行いたします。 議案第 1 号受付番号 2 番から 3 番について、農地法第 4 条の規定による許可後の事業計画変更申請について承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。
議長	(全委員挙手) 全委員が賛成でありますので、議案第 1 号受付番号 2 番から 3 番については

議長	承認相当といたします。 進行します。 議案第2号受付番号3番から4番、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第2号 受付番号3番から4番を読み上げて説明。 以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	議案第2号につきましても現地調査が行われておりますので、1番島袋孝栄委員、現況報告と農地の区分をお願いします。
1番	ご報告いたします。 議案第2号、受付番号3番、見取図の3ページになります。申請地は県立コザ高校の北東に位置し、現況はバナナやイモの菜園でした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。 受付番号4番、見取図の4ページになります。申請地は美里小学校の北に位置し、現況はコンクリートの敷き詰められた駐車場でした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた準住居地域にあり、第3種農地としました。 以上です。
議長	ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。 それでは議案第2号受付番号3番から4番について、委員の意見を求めます。
	(進行の声あり)
議長	それでは議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号2番を許可相当とすることに異議はありませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしの声がございます。 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号3番から4番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全委員挙手)
議長	全委員が賛成でございますので、議案第2号受付番号3番から4番について、許可相当といたします。

	<p>進行いたします。</p> <p>議案第3号受付番号16番から23番、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いいたします</p>
事務局	<p>議案第3号 受付番号16番から23番を読み上げて説明。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>議案第3号につきましても現地調査が行われておりますので、1番島袋孝栄委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
1番	<p>ご報告いたします。</p> <p>議案第3号、受付番号16番、見取図の5ページになります。申請地は比屋根小学校の北に位置し、現況は更地でした。農地区分は上下水道が埋設された道路沿いにあり、尚且つ500メートル以内に公共施設、医療施設、福祉施設等が2以上ある地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号17番、見取図の6ページになります。申請地は宮里小学校の南東に位置し、現況は住宅でした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号18番、見取図の7ページになります。申請地は県営古謝団地の南西に位置し、現況は休耕地でした。農地区分は住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしており、第3種農地としました。</p> <p>受付番号19番、見取図の8ページになります。申請地は比屋根公民館の西に位置し、現況は更地でした。農地区分は、宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であり、第2種農地としました。</p> <p>受付番号20番、見取図の9ページになります。申請地は沖縄美里郵便局の南に位置し、現況はアパートでした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種中高層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号21番、見取図の10ページになります。申請地は県立北中城高校の西に位置し、現況はさとうきび畑でした。農地区分は、住宅の現状が則第33条第4号に掲げる住宅その他申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されており、第1種農地としますが。</p> <p>受付番号23番、見取図の11ページになります。申請地は美東小学校の北に位置し、現況はコンクリートが敷き詰められていました。農地区分は、宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であり、第2種農地としました。</p> <p>以上です。</p>


議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第3号、取下げとなった受付番号22番を除いた受付番号16番から23番について、委員の意見を求めます。2番仲村学委員。</p>
2番	<p>21番についてですが、第1種農地になっております。なぜ第1種農地が転用可能なのか現地調査委員は説明を受けておりますが、他の委員にも説明をお願いします。</p>
議長	<p>21番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>農地法関係事務処理手引書にも記載がありますが、第1種農地の転用は原則として許可することができません。ただし、転用行為が次のいずれかに該当する場合は例外的に許可することができるとされております。その根拠が法令、農地法施行規則第3条第4号に掲げる住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもので、且つ一般住宅として転用すること、一団の農地の端であること集落の端であること（これを集落接近といいますが）、申請者がその集落の人又は隣接集落の人であること、とされています。今回の譲受人は泡瀬3丁目に居住しておりますが、県によりますとここも隣接集落に該当するとのことでした。例外的な許可条件となります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>休憩いたします。</p>
議長	<p>(-休憩-)</p>
議長	<p>再開いたします。</p> <p>それでは議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、取下げとなった受付番号22番を除いた受付番号16番から23番までを許可相当とすることに異議はありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声がございます。</p> <p>議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、取下げとなった受付番号22番を除いた受付番号16番から23番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全委員挙手)</p>
議長	<p>全委員が賛成でございますので、議案第3号、取下げとなった受付番号22</p>


事務局	<p>番を除いた受付番号16番から23番について、許可相当といたします。進行いたします。</p> <p>議案第4号 非農地証明交付申請の承認について受付番号3番から5番について、事務局より説明をお願いいたします</p> <p>議案第4号 受付番号3番から5番を読み上げて説明。 以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>議案第4号につきましても現地調査が行われておりますので、1番島袋孝栄委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
1番	<p>議案第4号、受付番号3番、見取図の13ページになります。申請地は県立未来工科高校の北西に位置し、現況は、20年以上農地として使用がなく土地の大半は傾斜地で樹木が繁茂している状況です。農耕に不向きで作目の育成が困難で農地の利用度が低いと考えられ、令和4年度利用状況調査で赤となっています。以上のことから、非農地と判断しました。</p> <p>受付番号4番、見取図の14ページになります。申請地は古謝公民館の東に位置し、現況は、20年以上農地として使用がなく土地の大半は傾斜地で樹木が繁茂している状況です。農耕に不向きで作目の育成が困難で農地の利用度が低いと考えられ、令和4年度利用状況調査で赤となっています。以上のことから、非農地と判断しました。</p> <p>受付番号5番、見取図の15ページになります。申請地は登川公民館の南に位置し、現況は、20年以上農地として使用がなく土地の大半は傾斜地で樹木が繁茂している状況です。農耕に不向きで作目の育成が困難で農地の利用度が低いと考えられ、令和4年度利用状況調査で赤となっています。以上のことから、非農地と判断しました。</p> <p>以上です</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第4号、受付番号3番から5番について、委員の意見を求めます。現地調査を3名で行っておりますが、3名とも同じ意見でございますか。</p> <p>(3名とも肯定)</p>
議長	<p>他に意見はございますか。</p> <p>議案第5号、受付番号3番から5番について承認することに、異議はありますか。</p> <p>「異議なし」の声</p>
議長	<p>異議なしの声がございます。議案第4号 非農地証明交付申請の承認について受付番号3番から5番について、賛成の委員は挙手をお願いします。</p>


議長	<p>「賛成者挙手」</p> <p>全委員が賛成ですので、非農地として承認いたします。</p>
議長	<p>議案第1号から第4号までのご審議、大変お疲れ様でした。</p> <p>これをもちまして、令和5年度第392回総会を閉会いたします。</p>

上記会議の顛末に相違ないことを証明する為、署名押印する。

令和5年 6月 27日

会 長 宮城 徳重 

議 長 宮城 徳重 

8 番 松堂 直子 

12番 長谷川 亜紀 